

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)八幡岳風力発電 事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成28年12月22日
経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)八幡岳風力発電事業環境影響評価方法書について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県上北郡七戸町及び十和田市
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大51,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 8月 4日
環境大臣意見受理	平成27年10月 2日
経済産業大臣意見発出	平成27年10月 9日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年 6月29日
住民意見の概要等受理	平成28年 9月 7日
青森県知事意見受理	平成28年12月 7日
経済産業大臣勧告発出	平成28年12月22日

問い合わせ先：電力安全課 長村、高須賀、岡田
電話：03-3501-1742（直通）

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)八幡岳風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. コウモリ類に係る調査、予測及び評価に当たっては、専門家からの助言を受けること。
2. 八幡岳付近の樹木の伐採により風向及び日当たり等に変化が生じると、標高が高い八幡岳及び八幡岳登山道周辺においては、樹木の立ち枯れや植物相等への影響が懸念されることから、これらの植物の生育環境に及ぼす影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 生態系における典型性として、草地性鳥類の餌資源量調査・食性調査を、昆虫類等を対象として行っているが、草地性鳥類は昆虫類等だけでなく植物性の食物も餌としているため、餌となる植物の生育状況も含めて調査、予測及び評価を行うこと。
4. 大岳登山コースのうち赤倉岳～井戸岳～八甲田大岳等、多くの人を利用する地点における景観に及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うこと。
5. 工事用車両の走行ルートと人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートが重なることから、走行ルート沿いにある人と自然との触れ合いの活動の場についても調査地点として選定し、利用する観光客が多い時期を考慮して調査、予測及び評価を行うこと。